

## 国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									
85	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	社会資本総合整備事業におけるゼロ国債制度の創設	国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的事業になっているが、これまででは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。  このため、積雪寒冷地では、年次に施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日別時間や除雪作業等の影響を受けることから、冬季が遅れ年度当初の施工遅延を招くなどの弊害がある。雪解け直後の工事着手を促進することが効率的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。	【制度の状況】 国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的事業になっているが、これまででは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。  【支撑事例】 積雪寒冷地では、積雪による施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日別時間や除雪作業等の影響を受けることから、冬季が遅れ年度当初の施工遅延を招くなどの弊害がある。雪解け直後の工事着手を促進することが効率的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。  【制度改訂の必要性】【懸念の解消策】 社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨ぐなど事業執行が可能となるようゼロ国債制度の創設を求める。例えば、このゼロ国債を活用して発注する整備計画上の工事については、予算単年度事業と同様に扱い、特別な整備計画上の変更記載等は要しないなど、交付金額等にゼロ国債を単年度事業と同様に扱うことを明記する。	財政法第15条、第26条 社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省 秋田県			○各期の気象条件が厳しい北海道において、建設工事の品質確保や円滑な施工を確保するためには、ゼロ国債のように年度開始前に人手・契約を行うことが有効であり、交付金事業においても適用可能となるよう、罚款などを算入する制度を創設すること。 ○【支撑事例】社会資本整備総合交付金の交付決定時期が5~6月であるため、年度当初から工事着手ができない。 【効果】年度当初から工事着手が可能になれば、工事量の年間の平均化が図られる。 ○丁度水道事業における交付金決定は、通常、5月下旬頃となっている。さらに、全体設計承認(工事が2年以内に完了する場合)が必要とする場合は、さらに1ヶ月ほどかかる。そのため、工事着手には、工事の半分以上が、冬季期間の施工が困難となる。一方で、冬期事業では、ゼロ国債制度が創設されれば、雪解け直後や冬季事業着手が可能となるため、共同提案なし。 ○北海道、鹿児島市、花巻市、能代市、横浜市、鹿角市、埼玉県、相模原市、新潟県、上越市、野々市市、市川市、奥出雲町、柳木県、長岡市	
103	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	雪寒道路の指定基準の緩和	道路ネットワーク上重要な路線は、交通量に關係なく雪寒道路と指定できることや、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令に基づき一律の基準を定めているが、地域の特徴に応じて、住民の生活をする上で最低限必要な道路は雪寒道路の指定ができるようにしてほしい。  具体的には、道路ネットワーク上重要な路線は、交通量に關係なく雪寒道路の指定ができるようになりたい。雪寒道路指定基準に「道路ネットワーク上重要な路線」を加えていただきたい。	【概要】 雪寒道路は、国が積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令に基づき一律の基準を定めているが、地域の特徴に応じて、住民の生活をする上で最低限必要な道路は雪寒道路の指定ができるようになってほしい。  具体的には、道路ネットワーク上重要な路線は、交通量に關係なく雪寒道路の指定ができるようになりたい。雪寒道路指定基準に「道路ネットワーク上重要な路線」を加えていただきたい。  【必要性・支撑事例】 積雪寒冷特別地域において、除雪は、生命と暮らしを守るために不可欠なものであり、除雪ができるだけではないが、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令第一條、若しくは国土交通大臣が定める雪寒道路指定基準を改正していただきたい。	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令 第三条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令 第一条 雪寒道路指定基準	国土交通省 長岡市			○平成25年度に雪寒道路指定基準の見直しが行われ、上越市では、除雪延長の30%かと課せば20%まで、増加したが、交通量の少ない生活道路は対象となっていない。長岡市同様、生活に必要な除雪を実現していくべきである。 ○支障事例が複数あるが、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令に基づき、支障を抱える生活道路を対象としている。広い中山間地域を抱える市町村で、除雪は市民が冬期間生活していくうえで、欠かせないサービスとなっていることから、提案に対し賛同するもの。 ○北陸地方における生活空間の確保を図る観点から、雪寒道路指定の有無に関わらず、除雪対象路線に対する支障を抱くため、支障を抱く生活道路を対象としている。しかし、財政状況が厳しくなっており、除雪事業費の算入が実現しない課題となる。このため、財政状況が改善されれば、安全・安心な道路空間の確保をまちづくりやかな市民サービスの提供が可能になると考える。	

管理番号	提案区分 区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>	
162	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)の基幹事業の追加	<p><b>[支障事例]</b>          耐震改修促進法に基づき、当市では耐震改修促進計画を策定し、補助制度を整備し、住宅の耐震化を進めている。住宅の地震対策には、耐震補強工事が最も効果的だが、高齢者等は経済的理由で耐震補強工事を諦めざるを得ない場合がある。          一方、耐震シェルター設置(以下「耐震シェルタードーム」)は、比較的安価・短期間で、住みながら設置できるため、地震時に迅速な自力避難が困難な高齢者・障がい者等にとって、非常に効果的である。          以上より、当市では、高齢者等が生命の安全を確保するために設置する耐震シェルター等に対する補助事業を実施している。          事業の対象となる高齢者世帯数は推計で約14,000世帯だが、その後さらに増えると想される。民間企業による耐震シェルター等の開発・普及も進んでいるが、高齢なものが多く、市補助金の限度額内で設置できるものは限られている。  <b>[事業追加の必要性]</b>          住むにおける地震被害経済に関する指針(平成16年8月 内閣府)にて、地震被害軽減の取組みとして、耐震シェルター等の設置や住宅の耐震化が行われていない場合の効果的な対策と明記されており、住宅の耐震化だけでなく、耐震シェルター等の設置に対する支援も推進が必要がある。          現状、市民のみでの補助は限度があるが、国の住宅・建築物安全ストック形成事業による基幹事業化が行われれば、市民の負担が減り、選択肢が増え、より普及すると考える。          以上より、命を守る一助となる耐震シェルター等を設置する事業も社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)の基幹事業に追加していただきたい。</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱(以下「(1)住宅・建築物安全ストック形成事業①住宅・建築物耐震改修事業」)</p>	国土交通省	岐阜市			<p>○建物全体の耐震性確保を要件とする銀行の事業は実態に合わず、当市でもここ数年利用されていないといった部分的な耐震改修等でも交付金対象とすることを求める。  ○現在、県の社会資本整備計画の中において、基幹事業が位置付けられない場合に、当該交付金の対象にはならないと言われている。  ○耐震シェルター等を設置する事業など、命を守る一助となる耐震改修以外の事業について、本市も同様の趣旨により耐震シェルター等の設置を支援するための助成を行っていることから、社会資本整備総合交付金の基幹事業に追加されることを求めめる。  ○市内には旧耐震基準で建てられた木造持家住宅が約1万棟あり、これらは平均すると築40年を超えており、老朽化とともに所有者の高齢化が進んでいる。高齢化した所有者は、健常面や資金面から耐震改修工事を望む傾向があり、補助金による耐震改修が受けられることが認知度を高め、市内での耐震改修率が高まっている。  ○非常に重要な結果との位置付けている。市における耐震シェルタードームへの補助制度については平成20年に創設し、社会資本整備総合交付金の効果促進事業用に国費を導入していたしかしながら、27年度国費見切に際し、「建物ではない」という理由から国費対象外となり、国費導入がでなくなってしまったため、基幹事業として国費対象となることを求める。  ○南海トラフ巨大地震の発生が確実視される中、市でも住宅の耐震化に対する市民の認知が高まり、住まいの耐震化の助成について多くの要望が寄せられている。現在でも耐震促進事業として、耐震改修工事にかかる兵庫県の補助等、市民の生活スタイルや意識の負担の可否に応じ、多様な耐震化の方法に対応していく必要もある。  ○以上より、社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)の事業要件より、「地震に対して安全な構造とする旨の特段行政からの告白又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたものであること」の要件を含めていたくとも、耐震シェルター等の設置及び補助金を上乗させる場合の市補助金についても基幹事業に追加していただきたい。  ○旧耐震住宅に居住している場合は高齢者が多く、耐震診断は行うが耐震改修に費用がかかり、経済的理由等により耐震改修を断念するケースが多く、耐震化が進んでない。生命的の安全を確保する意味では、耐震シェルター等が効果的である。  ○昭和56年以前(旧耐震基準)に建設された住宅の所有者は、高齢者が多くの経済的余裕も少ないので、そのため、工事費が高い耐震改修工事を優先される傾向があり、比較的安価な耐震シェルター等の補助制度は、少ない予算で生命的の安全を確保できる効果的な対策と考える。</p>
310	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	社会資本整備総合交付金による効果促進事業の事業費要件の緩和	<p><b>[支障事例]</b>          社会資本整備総合交付金における効果促進事業の事業費要件について、「効果促進事業に係る事業費要件(全体事業費の20%を超過する)」により、当該交付金の特長である「基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、地方の創意工夫を活かして実施すること」が困難である。          一方、本町においては、1,24㎢の行政区域面積に96箇所の都市公園を有しており、現在の効果促進事業の事業費要件が緩和されれば、効果促進事業を活用し、計画的に進めている公園施設長寿化の取組を、より充実させることができると規定されている。  <b>[現状]</b>          「社会資本整備総合交付金上のメニューについては、「防災・安全交付事業」の「都市公園等事業」である。町村における効果促進事業として実施できる事業は、「都市公園等事業」における基幹事業の具体的な内容については、「都市公園等事業」、「防災・安全交付事業」、「熊取町公園施設長寿化対策支援事業」、「熊取町公園施設長寿化対策支援事業」である。また、効果促進事業の具体的な内容については、「登山雨山地区公園整備事業」、「街区公園整備事業」、「熊取町公園施設長寿化対策支援事業」及び「永楽ゆめの森公園整備事業」である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱</p>	国土交通省	熊取町			<p>○公園施設長寿化計画に基づく効率的・効果的な公園施設の改革、更新を実施し、誰もが安全に安心して利用できる公園づくりをめざしていますが、本市においても同様に、小規模公園が多いため全体事業費がさくなく効果促進事業として実施する事業が限定される。また、公園施設長寿化対策支援事業における面積要件が緩和されれば全体事業費が増え、効果促進事業を活用し、安全に安心して利用できる公園整備ができる。公園施設長寿化の取り組みをより充実させることができとなる。</p> <p>○住宅の耐震化は遅れて進んでいない状況にあるが、これまでの様々なPR活動が効力を奏し、耐震化への市民の関心は高まっています。今後、公営住宅の耐震化が進むことで交付対象事業の基幹事業が縮小していく中、効果促進事業による他の耐震化促進事業等の増加を望む必要があります。今後も、公営住宅の耐震化促進事業による他の耐震化促進事業等の増加を望む必要があります。</p> <p>以上より、社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)による効果促進事業費要件について、「社会資本整備事業の全体事業費の20%を超過する」を緩和していただきたい。  ○効果促進事業は、基幹事業と一緒にしてその効果を一層高めたために必要な事業等とされており、社会資本整備計画の目標達成を促進するため、事業費要件緩和の必要性を感じている。</p> <p>一方、計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自己に充当可能とされているのに、近年、配分内示により効果促進事業の交付申請が制限されており、地方公共団体によって自由度が高く、创意工夫を生かせる総合的な交付金の制度が果たされない。</p>

管理番号	提案区分 区分 分野 (事項名)	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
8	B 地方に対する規制緩和 環境・衛生	下水道長寿命化支援制度の交付対象の拡充	下水道管渠の長寿命化計画策定にあたり、計画的な改修が進められるが、基幹事業の対象となる主要な管渠の延長は約3km、残り3kmは基幹事業の対象外である。  【地域の実情】 当市では、市街地中心部において下水道管渠の老朽化が進んでいるため、いくつかの区域に分けて下水道長寿命化計画を策定している。現在までの管渠調査の結果、約16kmが改修対象となるが、基幹事業の対象外であるが、從来の管渠の口径や下水排除面積で定めるのが困難となってしまっているが、平成24年度から実施された50年経過の老朽管の更新が可能となる「緊急老朽化対策事業」は大変効果的な事業であるが、平成28年度に終了するため、それ以降の管渠更新が難しいと考えている。 現在、定められている主要な管渠の範囲では基幹事業の対象外の割合が多く、厳しい財政状況の中、老朽化対策事業を進めることが困難となってしまっている。 平成24年度から実施された50年経過の老朽管の更新が可能となる「緊急老朽化対策事業」は大変効果的な事業であるが、平成28年度に終了するため、それ以降の管渠更新が難しいと考えている。 【概念の解消】 当市では、都構機能を集約させたものコレハシタに取り組んでいますが、古賀や事務所、公共施設や集合住宅などを中心に多くの老朽管が存在するが、そこには主に管渠の口径や、震災等で重要な役割を担う緊急輸送道路にも主要な管渠が多くある。 主要な管渠を管渠の口径や下水排除面積などで定めることは不合理であり、現今の告示に定めた基準では当市の中心部の管渠のほとんどは250mmの口径であり、長寿命化計画の対象外となってしまう。地域の特性を考慮した条件を付加することで、主要な管渠の範囲を拡大することができ、老朽化対策が推進される。	下水道法施行令第24条の第1項第1号及び第2項  下水道法施行令第24条の第1項第1号及び第2項の規定に基づき定めた件(昭和46.10.9告示1705号、一部改正平成25.5.16告示492号)	国土交通省	福井市			O 中心部では老朽化した管渠が多く、その多くは250mm程度の小口径（合流管）のため、交付金の交付対象外となっています。単独事業の改修については、財政的な理由からあまり進捗していない状況です。 O 基幹事業の面積延長約1.0kmに対してそれ以外が1.6kmと補助対象外の割合が大きいため、単に口径や下水排除面積のみで無く地域特性を考慮した条件の付加等による対象範囲の拡大により、老朽化対策の推進が図られるもの。 O 緊急輸送路地下に国が示す基準以下の下水道管を埋設しております、長寿命化計画の対象となることは厳しい財政状況をさほど圧迫することは懸念されるため、要件緩和をお願いしたい。 O 類似事例はあるが、効率促進事業は主要な管渠と接続した枝線（主要な管渠の側を走る主要な管渠の側を走る）を対象とするが、本件は主要な管渠以外の管渠の長寿命化を図った場合、平成27年より効率促進事業の停止となる。主要な管渠以外の管渠の長寿命化が出来なくなつたため、下水道長寿命化支援制度における補助対象範囲の拡大を要望する。 O 長寿命化対策が必要な管渠において、大半が基幹事業の対象外であるため、要件の緩和をお願いしたい。 O 【地域の実情】 中心街において下水道管渠の老朽化が進んでいるため、下水道長寿命化計画の策定を検討している。現在、定められている主要な管渠の範囲では、基幹事業の対象となる割合が多く、厳しい財政状況のなか、老朽化対策事業などの事業を進めることは困難である。平成24年度から実施された50年経過の老朽管の更新が可能となる「緊急老朽化対策事業」は大変効果的な事業であるが、基幹事業の対象外となるが、その後の改修計画では、主要な管渠の範囲に大幅に拡大する。その後の改修計画では、主要な管渠の範囲に大幅に拡大するが、大半は主要な管渠に接続せず、また、緊急輸送路にも主要な管渠以外の管渠があるが、基幹事業の対象となる管渠を管渠の口径や下水排除面積のみで定めるのは不合理であり、地域の特性を考慮した条件を付加し、基幹事業となる管渠の範囲を拡大することで、老朽化対策がより推進されることができると考える。 O 昭和44年頃から昭和55年度にかけて整備した、合流区域（污水と雨水が同一管の区域）の公共下水道管の老朽化が著しい状況にある。長寿命化対策として、区域全体を5つの区域に分け、順次長寿命化を進めている。現在、第1期計画区域において、工事に着手している段階である。第1期計画区域における改修工事の対象延長は約2.8キロメートルで、このうち、基幹事業の対象となる主要な管渠の延長は約1.7キロメートルで、基幹事業の対象となる管渠の延長は約1.1キロメートルである。当計画区域の管渠の大半が既に課題となっている。主要な管渠を口徑や下水排除面積の上で定めたのが合理的である。現在の計画区域は主要な管渠を約75.4セントが300ミリの口径であり、長寿命化計画の対象外となる。地域の特性を考慮した条件を付加することで、主要な管渠の範囲を拡大することが可能である。 O 下水道管渠の老朽化が進んだ箇所において、長寿命化計画を策定して老朽化対策を行っている。しかし、定められている主要な管渠の範囲が高く、今後老朽化対策が困難となることが予想される。長寿命化対策事業については、50年経過の老朽管が対象となるが、老朽化対策がより推進されることが期待される。 O 【地域の実情】 横浜市、川崎市、大野市、沼津市、伊豆の国市、豊橋市、寝屋川市、大阪狭山市、山陽小野田市、北九州市、古賀市、吉崎市  【制度改定の必要性】 ・ 中心市街地において、廃食による隠没など発生した場合、市民生活に重大な影響を及ぼす恐れがある。 ・ 長寿命化計画制度など基幹事業の交付対象範囲は、合流式の場合、2,000mm以上となっているが、排水管渠を中心に他の管渠が対象外となる。 ・ 平成24年度から50年経過した管渠は、133km（全体延長4,477kmのうち、3.6%） ・ 50年経過した管渠は、2,498m（全体延長4,477kmのうち、56.2%） ・ 中でも古くから下水道整備を開始している駅ターミナル周辺など、中心市街地では、管渠の老朽化が急速に進展しており、大半が合流式となっている。 【制度改定の必要性等】 ・ 中心市街地において、廃食による隠没など発生した場合、市民生活に重大な影響を及ぼす恐れがある。 ・ 長寿命化計画制度など基幹事業の交付対象範囲は、合流式の場合、2,000mm以上となっているが、排水管渠を中心に他の管渠が対象外となる。 ・ 平成24年度から50年経過した管渠は、133km（全体延長4,477kmのうち、3.6%） ・ 一方、現行の交付対象範囲は、新設整備を対象としていることから、今後再整備が必要となる下水道管渠は、交付対象となる。 【制度改定の必要性】 現在、「下水道老朽管の緊急改修事業」により再整備を進めているが、今後再整備時期が集中的に到来し事業量・事業費が急激に増大することが見込まれている。しかしながら、当該緊急改修事業は平成28年度までの限定期間であることから、それ以降の再整備が困難であると考える。 したがって、今後の下水道管渠の老朽化対策を進める上での「末端までの面的整備」及び「恒久的」である制度が必要であり、全ての管口径の下水道管を対象とした「下水道長寿命化支援制度」の整備を拡充を要する。 O 平成22年から23年にかけての下水道長寿命化支援制度が制定された当初は、長寿命化計画を策定した当時は、長寿命化計画を策定した箇所に対する支障事例だけではなく、効果促進事業も交付対象であった。そのため、主要な管渠以外でも長寿命化計画を策定し事業を進めているが、現在は交付対象では無くなり、苦労している。長寿命化支援制度の制定当初どおり、効果促進事業を交付対象とする、または基幹事業の範囲を広げる等をお願いしたい。 O 【地域の実情】 下水道管渠の老朽化が進んでおり、平成23年度からは下水道長寿命化支援制度を活用し、管の長寿命化を図っています。しかし、同様に補助対象への施設も多々厳しい財政状況のなか苦慮しております。 【概念の解説】 新たな事業制度の創設及び支援制度を拡充されることで、計画的な改修が行うことができ、老朽化対策が推進される。		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>			
	区分	分野											
122	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	水質改善を目的とした普及促進事業の採択	公共用水域の水質を保全し、水質改善の一環として公共下水道を整備しているが、小規模な市町村開発に伴う10%未満の家庭(私営)の個人所有者の道沿い(私道)から排出されるBOD(主に単純化物質)が水質を悪化させる。また、効率的に污水を処理できる下水道処理場の機能を効果的に利用できるよう、この部から排出されるBOD(主に単純化物質)が水質を悪化させる。【必要な性】一方で、費用をかけて下水道処理場の整備を促進するため、水質改善の普及促進事業として、水質改善を排出している公共用水域の水質を改善する。【必要な解消策】公共用水域の水質改善を促進するため、水質改善の普及促進事業として、水質改善を排出している公共用水域の水質を改善する。【定量的指標】定量的指標としては、10年で浄化槽からの公共用水域に排出される1日総排出量を25%、20年で50%と半減させることを目標とする。	【支障事例】松山市の水洗化率は約92%であるが、いまだ、下水道供用開始区域内には下水道処理人口の8%に当たる浄化槽利用者が残っている。しかし、この8%浄化槽利用者から、公共用水域に排出される1日のBOD総排出量は約760kgにものぼり、わずか8%の人口で、残りの92%の下水道利用者が排出するBOD総排出量の2.5倍程度を排出する水質悪化の大きな要因となっている。【必要な性】一方で、費用をかけて下水道処理場の整備を促進するため、水質改善の普及促進事業として、水質改善を排出している公共用水域の水質を改善する。【必要な解消策】公共用水域の水質改善を促進するため、水質改善の普及促進事業として、水質改善を排出している公共用水域の水質を改善する。【定量的指標】定量的指標としては、10年で浄化槽からの公共用水域に排出される1日総排出量を25%、20年で50%と半減させることを目標とする。	下水道法 社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省	松山市	豊橋市、西条市	O私道内において公共下水道への接続促進及び水洗便所の普及を図り、環境衛生の向上に資すること目的に、私道内の排水設備を共同で設置するための費用の一部を助成している。ただし、交付金に依らず単独事業費により助成を行っていたため、財政状況も厳しい中、国の交付金などによる財源確保が課題となっている。 ○下水道処理人口普及率が53.9%(H26末)と全国平均より大幅に低れており、公共下水道全体計画区域内には多くの未整備箇所が残っていることから、未普及解消のための既存整備を進めていく必要がある。 底層階別に施設がある場合においては、下水道を改修していくために、H27年度より効果促進事業の交付対象とされただけでなく、下水道単独の整備について、交付対象に復活することを要望する。			
238	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「砂防設備等緊急改築事業(以下、「緊急改築」)」の運用では、土上げや管理型堤防への転換等、土砂整備事業が変更となる方法は認められていない。一方、「通常砂防事業」を実施する場合は事業者指定制準では、一件当たり事業費1億円以上かつ相当規模以上の公施設や個人50戸以上の保護事業が必要であり、基準を満たすことが難しい。 緊急改築と併せて除石を行ない管理型堤防へ転換することにより、施設の安定と土砂整備との安心を図ることができる。 例えば、昭和22年以前の技術基準に従って設置した砂防設備等緊急改築事業(以下、「緊急改築」)における砂防設備等緊急改築事業の対象となる、「予算の増そのもの」を目的とするものではなく、予算の範囲内で、地方公共団体の範囲で、先頭位を付けて事業実施出来るようにすることを目的とする。	【提案の概要】「防災・安全交付金」の要件を緩和し、地域の判断により「砂防設備等緊急改築事業における管理型堤防への転換」を事業の対象とする。	【制度改正の必要性・支障事例】総合的な防災対策における砂防設備等緊急改築事業(以下、「緊急改築」)の運用では、土上げや管理型堤防への転換等、土砂整備事業が変更となる方法は認められていない。一方、「通常砂防事業」を実施する場合は事業者指定制準では、一件当たり事業費1億円以上かつ相当規模以上の公施設や個人50戸以上の保護事業が必要であり、基準を満たすことが難しい。 緊急改築と併せて除石を行ない管理型堤防へ転換することにより、施設の安定と土砂整備との安心を図ることができる。 例えば、昭和22年以前の技術基準に従って設置した砂防設備等緊急改築事業(以下、「緊急改築」)における砂防設備等緊急改築事業の対象となる、「予算の増そのもの」を目的とするものではなく、予算の範囲内で、地方公共団体の範囲で、先頭位を付けて事業実施出来るようにすることを目的とする。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属 第二編 砂防設備等緊急改築共施設等緊急改築事業(ロ-8-(2) 4-(3)-(5)) 通常砂防事業(イ-4-(1))	国土交通省	徳島県 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 関西広域連合				
311	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	社会資本整備総合交付金に係る補助条件の見直し及び手続書類の簡素化	社会資本整備総合交付金において長寿命化支援制度を利用した扶助事業を行う場合には、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づく「長寿命化対策」に係る計画を策定する必要があります。この点検・調査・計画の作成(2名の職員で4ヶ月間、全体で8ヶ月を要し、多大な業務負担となる)にかかる費用が非常に多く、下水道施設長寿命化の推進に支障を来している。 よって、人口5万人未満の団体では計画書作成を必要とせず、耐用年数経過等の一一定条件を満たせば補助対象となる新基準の作成など、扶助条件の見直しや手続書類の簡素化を提案するものです。	【支障事例】H26年度本町職員にて実施したマンホール鉄蓋の長寿命化計画策定では、本町が管理しているマンホール鉄蓋が約9500箇所あり、全てを調査することは費用面や時間面も膨大となることから、交通量の多い幹線道路にあるマンホール鉄蓋を重点的に1730箇所の長寿命化計画を策定しました。 【現状】調査を終り点検・調査をしたが、1名3~4名(差額開設委員会、記録係、交通処理係)の職員で約4ヶ月間、データ整理・計画書の作成(2名の職員で4ヶ月間、全体で8ヶ月を要し、多大な業務負担となる)にかかる費用が非常に多く、下水道施設長寿命化の推進に支障を来している。 【参考事例】 ・老朽管渠新設事業(水道事業) ・補助対象各市町村 ・地震対策等地域(東南海・南海地震防災対策推進地域) ・給水人口5万人未満の水道事業者 ※上記事項に該当しているため、補助対象に関する複数な事務が不要となる	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省	熊取町	豊橋市	O H26年度に本県の自治体において、マンホール鉄蓋について、経年劣化が大きく腐食が進んでいる路線及び交量が多い路線を重点的に点検・調査し、約8,000箇所の内、約60箇所についての長寿命化計画を策定したが、この長寿命化計画の策定には、多大な費用と期間を要しました。 構造が年々劣化傾向にある鉄蓋であり、定期的に鉄蓋の点検・調査を行なうことは、費用がかかるといえます。また、鉄蓋の点検・調査を行なうことは、費用がかかるといえます。 ○人口5万人未満の市町村で下水道管路施設の長寿命化計画を策定した市町村は5つあり、長寿命化計画の策定に時間と費用を要している。			

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									
113	B 地方 に対する 規制緩和	運輸・交 通	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 の補助要件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費用 国庫補助金】  【車両減価償却費等国庫補助 金】  ・車両購入費補助について、現行の5ヶ月の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。  地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和  【車両減価償却費等国庫補助 金】  ・車両購入費補助について、現行の5ヶ月の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和  【車両減価償却費等国庫補助 金】  ・車両購入費補助について、現行の5ヶ月の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。  地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和  【車両減価償却費等国庫補助 金】  ・車両購入費補助について、現行の5ヶ月の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 交付要綱 ほか  上記の要望に対し、公有民営方式による制度で初期投資の負担軽減が可能であるとされた。しかししながら、地方公共団体が、物品を相当の対価を徴することなく貸与することには、地方自治法上の制約があり(第237条)、また、実際には、車両購入価格や公平性の観点から判断することとなるが、その一方で、各事業者においては、効率化や費用削減の観点から、車体や色、デザイン・仕様等を統一するのが一般的であることから、地方自治体購入車両が事業のニーズと合わないことが想定される。  《支撑事例》 車体や運賃表示機等の車内機器の仕様については、各社とも車両管理上の観点から、購入先(ノンストップ運行しているところが多く)により、商品交換やシステムにおける効率化や経費削減等を図っているが、地方自治体による車両が事業者の使用する車両と統一されていない場合には、逆に事業者の経常経費の増大となる。 なお、購入後の管理費等について、仮に事業者側の負担とせず地方自治体の費用負担とした場合、維持管理費については何らの補助制度もないため、地方自治体の歳出経費が増大するのみである。	国土交通省	愛媛県 徳島県 香川県 高知県  羽島市、豊橋市、延岡市	○担当課事業の多様化、事務量の増大が今後も見込まれることから、手続等の簡素化、要件等の緩和は望ましい。 ○平成27年度に地域公共交通網形成計画の策定を予定しており、平成28年度には併せて地域公共交通確保維持改善計画を策定する予定である。その後、補助金申請等の手続きを行うことになるが、先行自治体で支障事例に挙げられていることが問題となっているのであれば、制度改正を求めていたい。 ○準備を購入する場合、一括支払いを行っており、初年度の財政負担が大きい。購入時一括補助することで、財政力の弱い自治体でも車両購入が促進される。		